

【別紙】新型コロナウイルス感染症に係る利用停止等の基準（令和3年5月28日更新）

① 児童クラブの利用停止等の基準について（下線部は今回変更部分（字句修正等を除く））

ア 児童が感染した場合	治癒するまでの間、利用できません。
イ 児童の同居者が感染した場合	感染した同居者が治癒又は同居をしなくなる等、家庭内で新たに感染する恐れがない状態になった後、原則として14日間、利用できません。
ウ 児童が濃厚接触者に指定された場合	健康観察期間が終了するまでの間、利用できません。 なお、感染者の発生により、小学校が学級閉鎖等になった場合は、閉鎖対象の学級等の児童は濃厚接触者となるため、閉鎖期間中は利用できないこととなります。
エ 児童の同居者が濃厚接触者に指定された場合	濃厚接触者に指定された同居者の検査結果が判明するまでの間、利用できません。
オ 児童が、保健所の指示や助言等に基づき、PCR検査又は抗原検査を受けることになった場合	検査結果が判明するまでの間、利用できません。
<u>カ オの場合を除き、児童の同居者が、保健所の指示や助言等に基づき、PCR検査又は抗原検査を受けることになった場合</u>	<u>検査結果が判明するまでの間、利用できません。</u> <u>ただし、同居者の勤務先等の規定により、定期的にスクリーニング検査を受けるときは、利用できます。</u>
キ その他	ア～カ以外でも、感染の可能性が疑われる場合等に、利用できない場合があります。

② 児童クラブ以外の事業での利用について

一般来館等、児童クラブ以外の事業については、児童クラブの例に準じます。

③ 事業の休止・休館について

利用者や会館職員等が感染した場合については、対象者の利用状況等を踏まえ、会館内での感染拡大の恐れがある場合やその他必要な場合には、事業の休止・休館を行うことがあります。なお、事業の休止・休館期間については、消毒や濃厚接触者の特定等に要する時間のほか、感染状況等を総合的に判断のうえで決定します。